

開発事業者（集合住宅の所有者又は管理者）がごみステーションを新設又は既存のごみステーションを利用する場合（協議）

（協議者）事前にごみステーションの設置場所等について、クリーンセンターと協議する。

↓ 協議後

（協議者）『宅地開発地・集合住宅ごみステーション（設置・利用）協議書（第1号様式）』提出

添付書類 ・ごみステーションの位置図
・土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類
（ごみステーションを新設する場合）

※開発行為の許可を要する場合には当該許可申請日までに、
許可を要しない場合には当該開発行為をする日までに提出
※当該所在地の自治会長と協議のこと

新設・既存
共通事項

⇕ ごみステーションを新設する場合（協議書提出後）

（届出者）『ごみステーション（新設・変更・廃止）届出書（第2号様式）』提出

〔添付書類 ごみステーションの位置図〕

※収集の開始を希望する日の15日前までに提出

新設のみ

↓ 届出書の審査

（市）届出者へ審査結果を通知

↓

（申請者）ごみステーションの新設

ステーション設置承認基準

- ・利用戸数が10戸以上
- ・安全に収集ができる場所 など

開発事業者（集合住宅の所有者又は管理者）が、ごみステーションを変更又は廃止する場合

（届出者）『ごみステーション（新設・変更・廃止）届出書（第2号様式）』提出

添付書類 ・ごみステーションの位置図
・土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類
（ごみステーションの廃止の場合は除く。）

※ごみステーションの場所・形状等の変更、収集の終了を希望する日の15日前までに提出

↓ 届出書の審査

（市）届出者へ審査結果を通知

↓

（申請者）ごみステーションの変更・廃止